高知県肝炎治療特別促進事業実施要綱 高知県肝炎治療特別促進事業実施要綱 第1~19 【省略】 第1~19 【省略】 附則 附則 【途中省略】 【途中省略】 附則 附則 1 この要綱は、平成27年6月26日から施行し、平成27年5月20日から適用する。 1 この要綱は、平成27年6月26日から施行し、平成27年5月20日から適用する。 2 この要綱の施行の際、第10の規定にかかわらず、ソホスブビル及びリバビリン併用療法については、平成28年3月31 2 この要綱の施行の際、第 10 の規定にかかわらず、ソホスブビル及びリバビリン併用療法については、平成 28 年 3 月 31 日までに申請書等を知事が受理した場合に限り、事業改正の特例として平成27年5月20日に遡及して適用することができ 日までに申請書等を知事が受理した場合に限り、事業改正の特例として平成27年5月20日に遡及して適用することができ る。インターフェロンフリー治療不成功後のインターフェロンを含む治療については、平成28年3月31日までに申請書等 る。インターフェロンフリー治療不成功後のインターフェロンを含む治療については、平成28年3月31日までに申請書等 を知事が受理した場合に限り、事業改正の特例として平成27年6月9日に遡及して適用することができる。 を知事が受理した場合に限り、事業改正の特例として平成27年6月9日に遡及して適用することができる。 附 則 1 この要綱は、平成27年9月11日から施行し、同8月31日から適用する。 2 この要綱の施行の際、第10の規定にかかわらず、レジパスビル/ソホスブビル配合錠については、平成28年3月31日ま でに申請書等を知事が受理した場合に限り、事業改正の特例として平成27年8月31日に遡及して適用することができる。 3 この要綱の施行の際、第6条の規定にかかわらず、レジパスビル/ソホスブビル配合錠による治療についての受給の申請 が、改正前の要綱の様式(診断書)により提出された場合は、当分の間は改正後の要綱の様式により提出されたものとみな

別添1

認定基準

- 1 B型慢性肝疾患 【省略】
- 2 C型慢性肝疾患
- (1) ~ (2) 【省略】
- (3) インターフェロンフリー治療について

HCV-RNA 陽性のC型慢性肝炎又はChild-Pugh 分類 AのC型代償性肝硬変で、インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

- (注) 1 上記については、原則1回のみの助成とする。ただし、インターフェロンフリー治療歴のある者については、 肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医によって他のインターフェロンフリー治療薬を用い た再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができる。 なお、2.(1)及び2.(2)に係る治療歴の有無を問わない。
 - 2 診断書記載医師及び治療医療機関については、別添2のとおり
 - 3 再治療の場合、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医の判断を踏まえた上で、原則として日本肝臓学会肝臓専門医又は県が認める研修会を受講した日本消化器病学会消化器病専門医が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。

別添1

認定基準

- 1 B型慢性肝疾患 【省略】
- 2 C型慢性肝疾患
- (1) ~ (2) 【省略】
- (3) インターフェロンフリー治療について

HCV-RNA 陽性の C 型慢性肝炎又は Child-Pugh 分類 A の C 型代償性肝硬変で、インターフェロンを含まない抗ウイルス 治療を行う予定がないもの又は実施中の者のうち肝がんの合併のないもの。

- (注) 1 上記については、1回のみの助成とする。
 - なお、2の(1)及び2の(2)に係る治療歴の有無を問わない。
 - 2 診断書記載医師及び治療医療機関については、別添2のとおり

別添2

1 診断書の記載医師要件

次のいずれかに該当する医師

- (1) 日本肝臓学会肝臓専門医
- (2) 日本消化器病学会消化器病専門医
- (3) インターフェロン治療医として肝疾患診療連携拠点病院が認めた医師
- (4) 核酸アナログ製剤治療の診断書記載に当たって肝疾患診療連携拠点病院の指導や助言が受けられる医師

各治療方法における診断書の記載医師の区分については下記のとおりとする。

ロがカイスにあり、この時間でプロサストリルント	T
治療方法	区分
インターフェロン単剤治療	(1)、(2) 及び(3)
インターフェロン2剤併用	
インターフェロン3剤併用	
インターフェロン3剤併用のうち	(1) のうち、日本皮膚科学会皮膚科専門医(日
テラプレビルを含むもの	本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は
	研修施設に勤務する者に限る。)と連携できる医
	療機関に常勤する者
核酸アナログ	(1) 若しくは(2) 又は(3) 及び(4) のう
	ち平成22年3月31日現在、診断書記載医師とし
	て認定している者
インターフェロンフリー	(1)
(ダクラタスビル及びアスナプレビル併用)	
インターフェロンフリー	(1) 又は(2) のうち県が認める研修会を受講
(ダクラタスビル及びアスナプレビル併用以外の場合)	した者
インターフェロンフリー治療後の	(1) 又は(2) のうち県が認める研修会を受講
インターフェロンを含む治療	した者

なお、(1) から(4) までのいずれかに該当し、新たに診断書記載医師の認定を受けようとする者は、別記第10号様式による肝炎診断書記載医師申請書を知事に提出しなければならない。知事は、申請書を受理したときは、申請医師を肝炎治療診断書記載医師とするか否かを決定する。

別添2

1 診断書の記載医師要件

次のいずれかに該当する医師

- (1) 日本肝臓学会肝臓専門医
- (2) 日本消化器病学会消化器病専門医
- (3) インターフェロン治療医として肝疾患診療連携拠点病院が認めた医師
- (4) 核酸アナログ製剤治療の診断書記載に当たって肝疾患診療連携拠点病院の指導や助言が受けられる医師

各治療方法における診断書の記載医師の区分については下記のとおりとする。

治療方法	区分
インターフェロン単剤治療	(1)、(2) 及び(3)
インターフェロン2剤併用	
インターフェロン3剤併用	
インターフェロン3剤併用のうち	(1) のうち、日本皮膚科学会皮膚科専門医(日
テラプレビルを含むもの	本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は
	研修施設に勤務する者に限る。)と連携できる医
	療機関に常勤する者
核酸アナログ	(4)、又は(1)から(3)までのうち平成22
	年3月31日現在、診断書記載医師として認定し
	ている者
インターフェロンフリー	(1)
(ダクラタスビル及びアスナプレビル併用)	
インターフェロンフリー	(1)、又は(2)のうち県が認める研修会を受
(ソホススブビル及びリバビリン併用)	講した者
インターフェロンフリー治療後の	(1)、又は(2)のうち県が認める研修会を受
インターフェロンを含む治療	講した者

なお、(1) から (4) までのいずれかに該当し、新たに診断書記載医師の認定を受けようとする者は、別記第 10 号様式 による肝炎診断書記載医師申請書を知事に提出しなければならない。知事は、申請書を受理したときは、申請医師を肝炎治療診断書記載医師とするか否かを決定する。

2 治療医療機関の要件

次のいずれかに該当する医療機関

- (1) 日本肝臓学会肝臓専門医が所属する医療機関
- (2) 日本消化器病学会消化器病専門医が所属する医療機関
- (3) インターフェロン治療医として肝疾患診療連携拠点病院が認めた医師の所属する医療機関
- (4) 核酸アナログ製剤治療医として肝疾患診療連携拠点病院が認めた医師の所属する医療機関

各治療における医療機関の区分については下記のとおりとする。

治療	区分
インターフェロン単剤治療	(1)、(2)及び(3)
インターフェロン2剤併用	
インターフェロン3剤併用	
インターフェロン3剤併用のうち	(1) のうち、日本皮膚科学会皮膚科専門医(日
テラプレビルを含むもの	本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は
	研修施設に勤務する者に限る)と連携できる医療
	機関
核酸アナログ	(4)
インターフェロンフリー	(1)、又は(2)のうち県が認める研修会を受
	講した者
インターフェロンフリー治療後の	(1)、又は(2)のうち県が認める研修会を受
インターフェロンを含む治療	講した者

新たに治療医療機関の認定を受けようとする者は、別記第11号様式により肝炎治療医療機関認定申請書を知事に提出しなければならない。知事は、申請書を受理し、適切に治療を行うことができる医療機関と認めたときは、申請医療機関と委託契約を結ばなければならない。ただし、(3)に該当する医療機関は、別記第11号様式の2による認定審査資料を知事に提出し、知事は、肝疾患診療連携拠点病院の審査を経て、肝炎インターフェロン治療認定医療機関とするか否かを決定する。

別添3~4 【省略】

別表 (第16、17 関係) 【省略】

引記

第1号様式~第2号様式の6(第6関係) 【省略】

2 治療医療機関の要件

次のいずれかに該当する医療機関

- (1) 日本肝臓学会肝臓専門医が所属する医療機関
- (2) 日本消化器病学会消化器病専門医が所属する医療機関
- (3) インターフェロン治療医として肝疾患診療連携拠点病院が認めた医師の所属する医療機関
- (4) 核酸アナログ製剤治療医として肝疾患診療連携拠点病院が認めた医師の所属する医療機関

各治療における医療機関の区分については下記のとおりとする。

治療	区分
インターフェロン単剤治療	(1)、(2) 及び(3)
インターフェロン2剤併用	
インターフェロン3剤併用	
インターフェロン3剤併用のうち	(1) のうち、日本皮膚科学会皮膚科専門医(日
テラプレビルを含むもの	本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は
	研修施設に勤務する者に限る)と連携できる医療
	機関
核酸アナログ	(4)
インターフェロンフリー	(1)、又は(2)のうち県が認める研修会を受
<u> (ダクラタスビル及びアスナプレビル併用)</u>	講した者
インターフェロンフリー	(1)、又は(2)のうち県が認める研修会を受
- (ソホスブビル及びリバビリン併用)-	講した者
インターフェロンフリー治療後の	(1)、又は(2)のうち県が認める研修会を受
インターフェロンを含む治療	講した者

新たに治療医療機関の認定を受けようとする者は、別記第11号様式により肝炎治療医療機関認定申請書を知事に提出しなければならない。知事は、申請書を受理し、適切に治療を行うことができる医療機関と認めたときは、申請医療機関と委託契約を結ばなければならない。ただし、(3)に該当する医療機関は、別記第11号様式の2によ認定審査資料を知事に提出し、知事は、肝疾患診療連携拠点病院の審査を経て、肝炎インターフェロン治療認定医療機関とするか否かを決定する。

別添3~4 【省略】

別表 (第16、17 関係) 【省略】

引記

第1号様式~第2号様式の6(第6関係) 【省略】

フリガナ	炎治療受給者証(イ 		性別		- , ми		年月日(4	
患者氏名			男·女	明昭	年	月		(満
住所	電話番号	()					1
診断年月	昭和•平成 年 月	前医 (あれば記載し てください。)	医療機関名 医師名					
過去の治療歴	該当する場合にチェッロ インターフェロン治 ア・ペグインター イ・ペグインター 3剤併用療法 ウ・上記以外の (具体的に記載:	京療歴あり。(きでであり。(きでであり。) ・フェロン及び フェロン、リハ ま、(中止・ 単 治療	リバビリン併兵 バビリンおよび §燃・ 無効)	Ŧ療法 (中 プロテア─ ⁻	□止・ 再燃 ゼ阻害剤(ἄ・無? 〔薬剤名	効) 3:)
検査所見	今回の治療開始前の 1 C型肝炎ウイルス・ (1) HCV-RNA (2) ウイルス型 2 血液検査 (検査 FAST ALT 血小板 3 ソホスブビルの場合・心疾患又は・リバビリン併用のHbCCr 4 画像診断及び肝生(所見: 5 (肝硬変症の場合・その他(検査日:(所見:	マーカー (杉 マーカー (杉 主量	を査日: 平成 学 (本)	、測定法 セロタイプ(デ ロタイプ(デ を設めの基準 施設の基準 3 ㎡ 平成	グループ) :値: :値: :値:	2(該 _~ _~_))
診断	該当番号を〇で囲む 1 慢性肝炎 2 代償性肝硬変 (C型肝炎ウィ		※ Child−F	Pugh分類/	Aに限る	5	
Ŧがんの合併	肝がん 1. あ	り 2. なし	_					
治療内容	インターフェロンフリー (薬剤名: 治療予定期間	週	(平成	-	月 ~ 平		年	月)
治療実施について	該当する方にチェック ロ 1 日本肝臓学 ロ 2 日本消化器	会肝臓専門医	医が治療を実施	他		–	- 0 , 0	iが治療を実力
治療上の問題点				== ±+	年月日 平	7 _ }	年 月	1 -
治療上の問題点 医療機関名及で	プ所在地			古乙 卑以 -	- 700 1	- JJC.	- ,	, 1
	が 所在地		印			- J 汉	т , 	, L

第2号様式の7(領	第7関係)												
肝炎治療受給者証(インターフェロンフリー治療)の交付申請に係る診断書													
フリガナ		-		性別			生	年月	日(年	齢)			
患者氏名				男∙女	明昭 大平	年	月	日	生	(満	歳)		
住所	〒 一	電話番号()											
診断年月	昭和•	田田・平成 前医 医療機関名 (あれば記載し てください。) 医師名											
過去の治療歴	該当する場合にチェックする。 □ インターフェロン治療歴あり。 (チェックした場合、これまでの治療内容について該当項目を○で囲む) ア. ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法 (中止・再燃・無効) イ. ペグインターフェロン、リバビリンおよびプロテアーゼ阻害剤(薬剤名:) 3剤併用療法 (中止・再燃・無効) ウ. 上記以外の治療 (具体的に記載:)												
検査所見	今回の治療開始前の所見を記入する。 1. C型肝炎ウイルスマーカー (検査日: 平成 年 月 日) (1) HCV-RNA定量 (単位: 、測定法) (2) ウイルス型 セロタイプ(グループ)1・セロタイプ(グループ)2 (該当する方を〇で囲む。) 2. 血液検査 (検査日: 平成 年 月 日) AST												
診断	該当番号を 1. 慢性肝 2. 代償性	F炎	(C型肝炎ウ	イルスによる) イルスによる)	※ Child	−Pugh分類	(AIこ限	.る					
肝がんの合併	肝がん	1. あ	り 2. なし								_		
治療内容	インターフェ (薬剤名: 治療予)	定期間	週	(平成	年	月 ~ 平		年		月))		
治療実施に ついて	□ 1. 目	本肝臓学	会肝臓専門	かにチェックが 医が治療を実施 器病専門医の	包					ιが治療を実施 □が治療を実施	ī		
治療上の問題点													
記載年月日 平成 年 月 日 医療機関名及び所在地													
医師氏名				ED									
(注) 1. 診断書の有効期間は、記載日から起算して3月以内です。 2. 記載日前6か月以内(ただし、治療中の場合は治療開始時)の資料に基づいて記載してください。 3. 記入漏れのある場合は認定することができないことがあるので、ご注意ください。 4. 診断書記載医は、下記のとおりです。 (ダクラタスビル及びアスナプレビル併用療法の場合)日本肝臓学会専門医 (ソホスプビル及びリバピリン併用療法の場合)日本肝臓学会専門医及び県が認める研修を受講した日本消化器病学会消化器病専門医													

第2号様式	to8									
		イン	/ターフェロ:	ンフリー治療	医(再治	寮)に対す	する意見書	*		
返信先医验	療機関及び	担当医								
フリガナ		ļ.	Į.	性別			生年月	月日(年齢	à)	
患者氏名				男∙女	明昭	年	月	日生	(満	歳)
10, 4, 4, 4	郵便番号			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	大平					
住所										
12771	電話番号		()						
			·							
			台療特別促進	車業の宝務 ト	の取扱い	、 1.別沃1 認	完其淮(坊)	<u> </u>		
	***************************************	111 0		チベッスがユ	-07423/20) 1 1 W. L. DICA	,	1 7		
(3)インター	-フェロンフリー	-治療について	5							
			nild-Pugh分類 合併のないも		性肝硬変	で、インター	ーフェロンを含	含まない抗	ウイルス治療	を行う予
			の助成とする							
			専門医によって とすることがで							であると判断
			場合、原則とし						で付申請に係る	る診断書」を
作成すること	と。ただし、自	冶体の実情に	に応じて、各都	担 肘県が適当	と定める	医師が作成	んてもよい。	0		
			5、肝疾患診療							
			は自治体の実	情に応じて各	都道府県オ	が適当と定	める医師が	「肝炎治療	長受給者証の かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	交付申請に
係る診断書	」を作成するこ	ـد،								
		7					, 			
1. 本意見	書を記載す	る医師は、	以下の項目	についても含	全て満た	している必	必要があり	ます。		
✓ ±	こ記の肝炎	台療特別促	進事業の実	務上の取扱	いにおけ	る認定基	準を確認	した。		
		A = = =======		- عدد و رو <u>ـــ</u>	L					
√ E	日本肝臓学:	会のC型肝	炎治療ガイド	ラインを精設	もした。					
./ ۲	フイルス性印	F疾患の治療	原に十分な知	□部 乃 7 ڭ終臣	金を持って	ている				
V .)	バルクエ川	一大心り石が	ボーー カルス	n 成 久 い 作為	とてはつ(~ ~ ~ ~ o				
2 太音目	生を記載す	 ス医師が達	_ [切であると]	川熊オス坦々	>1-K目 [.]	リホルエ	ニェックのト	- 仮信して	・トネン	
<u> </u>	の患者さん	に対するイ	ンターフェロ	ンフリー治	療による	再治療	ま、適切で	であるとキ	判断します。	<u>_</u>
							記載	战年月日	平成 年	月 日
肝疾患診療	寮連携拠点	病院名及び	所在地							
	B A :									
本意見を返	述べた日本原	肝臓学会肝	臓専門医の	氏名						印
(注)			は、記載日か							
	2 木音目3	は肝疾患診	療連携拠点症	記院に常勤する	日本肝臓	学会肝臓	専門医が記	載する必要	更があります。	

Att o I I IACLO (Att o BB/T) Att o A II IACLO (Att o a BB/T) Felomes	Atte o II John Jo (Atte o BB/17) Atte o II John Jo (Atte o II BB/17) Villamin V
第3号様式(第9関係)~第14号様式(第11関係) 【省略】	第3号様式(第9関係)~第14号様式(第11関係) 【省略】